

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視覚障害	聴覚障害	平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	身体			自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	呼吸器機能の障害	じん臓機能の障害	心臓機能の障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害	小腸機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	肝臓機能の障害	
			聴覚障害	平衡機能の障害		上肢	下肢	体幹	移動機能	上肢機能										
1級	視力の良い方の眼の視力が0.02以下かつ0.03以上のもの 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4程度)による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2程度)による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視野点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		1 両上肢の機能を全失したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全失したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保持することが困難なもの 2 体幹の機能障害により立上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	心臓の機能障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	小腸の機能障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	肝臓の機能障害により日常生活活動が制限されるもの	肝臓の機能障害により日常生活活動が制限されるもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以下かつ0.07以下のもの(2眼の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下かつ両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視野点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(両耳に著しい聴覚障害を認めないもの)	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおよび及びひとさし指の機能を全失したもの 2 両上肢のおよび及びひとさし指の機能を全失したもの 3 一上肢の機能を著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全失したもの	1 両下肢をショパン関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全失したもの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なもの 2 体幹の機能障害により立上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以下かつ0.07以下のもの(2眼の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下かつ両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視野点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(両耳に著しい聴覚障害を認めないもの)	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおよび及びひとさし指の機能を全失したもの 2 両上肢のおよび及びひとさし指の機能を全失したもの 3 一上肢の機能を著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全失したもの	1 両下肢をショパン関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全失したもの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なもの 2 体幹の機能障害により立上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそれ以外の機能の障害	肢			体		不	自	理由							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能			心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発せられた音声を聴き取れないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおよび指の機能の著しい障害 2 ひとと話し指を介して一上肢の二指を欠くもの 3 ひとと話し指を介して一上肢の二指の機能を全失したもの	1 一下肢をリフトラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害			不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの									
7級					1 一上肢の機能の程度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の程度の障害 3 一上肢の手指の機能の程度の障害 4 ひとと話し指を介して一上肢の二指の機能を全失したもの 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全失したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の程度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の程度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全失したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの			上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの									
備考																			

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うちの最も軽くなる。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2 肢体不自由においては、7級に該当する場合は、6級とする。
3 異なる等級において2以上の重複する障害がある場合は、2以上の重複する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨関節、その他の指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中指指骨関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものをいう。
6 上肢又は下肢の長さとは、中指指骨関節以下の長さ、実用長(上腕)においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前脛骨線より内くるぶし下端までを計測したものをいう。